

西宮市子ども・子育て会議

平成25年度 第1回 評価検討ワーキンググループ 次第

1. 開会

2. 議 事

(1) 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価について

次世代育成支援行動計画(後期計画)の概要について 【資料1~3】

次世代育成支援行動計画(後期計画)平成24年度の進捗状況について 【資料4・5】

評価検討ワーキンググループの進め方等について 【資料6・7】

次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価について

(2) その他

3. 閉 会

以 上

委員及び事務局員名簿

座席表

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

資 料

【資料1】次世代育成支援行動計画(後期計画)の概要について

【資料2】次世代育成支援行動計画(後期計画)の施策体系と重点施策

【資料3】次世代育成支援対策支援法の延長等の検討について(厚生労働省)

【資料4】西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成24年度進捗状況報告書

資料4は、第2回子ども・子育て会議で使った<資料4-1>と同じ資料です。

【資料5】平成24年度進捗状況報告に係る参考資料(推進事業の実施状況一覧)

【資料6】子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の関連対比表

資料6は、第2回子ども・子育て会議で使った<資料4-2>と同じ資料です。

【資料7】重点施策別事業数のうち子ども・子育て支援事業計画に対応すると思われる
事業数

子ども・子育て会議 評価検討ワーキンググループ
平成 2 5 年 度 第 1 回 審 議 事 項

議事 1 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について

次世代育成支援行動計画（後期計画）の概要について

平成 2 4 年度の進捗状況について説明

評価検討ワーキンググループの進め方等について

次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について



次世代育成支援行動計画（後期計画）について、基本理念、施策体系、進行管理などについて概要説明を行とともに、次世代育成支援対策支援法の動向について事務局から説明を行う。

次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成 2 4 年度の進捗状況について、事務局から説明する。

次世代育成支援行動計画（後期計画）と子ども・子育て支援事業計画との関連について事務局から説明する。

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、計画全体にかかる部分と施策体系（基本目標）ごとに評価指標を設定し、評価を行うことになっている。

第 1 回、第 2 回の評価検討ワーキンググループでどのように評価を進めるか、評価方法、テーマ等について協議する。

上記の協議結果の基づき、第 1 回の協議を行い、意見をまとめる。

西宮市子ども・子育て会議
評価検討ワーキンググループ 委員名簿

	氏名	所属団体・役職名等
座長	橋本 祐子 ハシモト ユウコ	関西学院大学教育学部教授
	出原 大 イズハラ ダイ	西宮市私立幼稚園連合会理事長
	泉 桂子 イズミ ケイコ	西宮市PTA協議会
	内田 澄生 ウチダ スミオ	西宮市民間保育所協議会会長
	大森 早苗 オオモリ サナエ	公募市民
	久城 直美 クシロ ナオミ	西宮労働者福祉協議会
	林 真咲 ハヤシ マサキ	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長
	東野 弘美 ヒガシノ ヒロミ	西宮市地域自立支援協議会子ども部会部会長
	前田 公美 マエダ ヒロミ	はらっぱ保育所（認可外保育施設）園長
	森 郁子 モリ イクコ	西宮市青少年愛護協議会
	由本 雅則 ヨシモト マサノリ	株式会社阪急阪神百貨店西宮阪急店長

敬称略

ワーキンググループ 事務局職員

所属	氏名
こども部長	川戸 美子
健康福祉局参与（子育て支援担当）	津田 哲司
子育て企画課長	楠本 博紀
児童・母子支援課長	西岡 秀明
保育所事業課長	廉沢 裕和
参事（保育指導担当）	婦木 雅子
児童福祉施設整備課長	緒方 剛
参事（児童発達支援センター・政策担当）	佐々木 秀樹
子育て総合センター所長	増尾 尚之
わかば園事業課長	岡崎 州祐
子育て手当課長	海部 康
地域保健課長	小田 照美
勤労福祉課長	堂村 武史

学校教育部長	垣内 浩
学事・学校改革課長	中西 しのぶ
学校教育課長	大和 一哉
特別支援教育課長	中畑 尚子
社会教育課長	荻根澤 勝

平成25年度第1回 評価検討ワーキンググループ 座席表

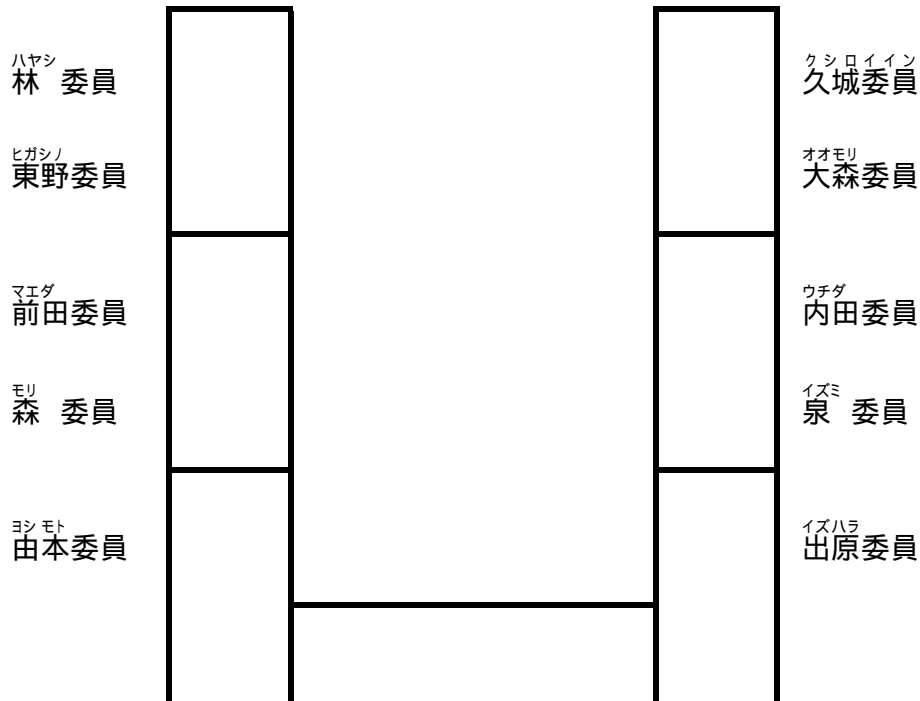
平成25年10月28日(月) 14:00 ~ 16:00

地域保健課長	勤労福祉課長			
オダ 小田	ドウムラ 堂村			

子育て手当課長	子育て総合センター所長	わかば園事業課長	児童発達支援センター・政策担当参事	社会教育課長	特別支援教育課長
カイベ 海部	マスオ 増尾	オガザキ 岡崎	ササキ 佐々木	オギネサワ 荻根澤	ナカハタ 中畑

児童・母子支援課長	保育所事業課長	保育指導担当参事	児童福祉施設整備課長	学校教育課長	学事・学校改革課長
ニシオカ 西岡	カドサワ 廉沢	フキ 婦木	オカタ 緒方	ヤマト 大和	ナカニシ 中西

子育て企画課長	こども部長	健康福祉局参与	学校教育部長
クスモト 楠本	カワト 川戸	ツタ 津田	カキウチ 垣内



書記

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。
- 3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第6条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉局こども部子育て企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価に関する事項
基準等検討ワーキンググループ	教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業に係る基準に関する事項 支給認定基準に関する事項 利用者負担に関する事項